

平成28年12月5日提出

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正について

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ウ中「703,000人」を「704,000人」に改める。
別表南区の項中「、城南町碓」、「、城南町高」及び「、城南町永」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

碓簡易水道組合が経営する碓簡易水道事業及び高簡易水道組合が経営する高簡易水道事業の全部を譲り受けることに伴い、本市の水道事業の給水区域及び給水人口を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。